

**(3) 都道府県の競技団体・障害者スポーツ
競技団体等の運営に関する調査**

主な調査結果

都道府県競技団体・障害者スポーツ競技団体等を構成する人員のうち、有給の者は 2.3%

都道府県の競技団体・障害者スポーツ競技団体等を構成する人員は、分析対象とした 203 団体の合計で 10,667 人であった。このうち、有給役職員は 245 人であり、その割合は 2.3%であった。性別に見ると、男性のうち、有給役職員である割合は 1.3%、女性が 8.5%と、有給役職員の割合は女性の方が高かった。【図表 3-4】

都道府県競技団体・障害者スポーツ競技団体等の事務局長の 6 割弱は他職と兼務

都道府県の競技団体・障害者スポーツ競技団体等の事務局長の雇用形態を見ると、「他職との兼務」が 6 割弱を占め、団体の現場責任者と考えられる事務局長の多くが専任ではないことが明らかとなった。また、雇用形態を「その他」と回答した団体は 44 あったが、ここから雇用形態が無回答であった 13 団体を除いた 31 団体のうち 19 団体が「ボランティア」、4 団体が「無職」と回答しており、これらを合計すると「正規雇用」又は「契約／嘱託職員」でない事務局長は 7 割を超える。【図表 3-5】

都道府県競技団体・障害者スポーツ競技団体等の事務局長の 3 割は学校教職員が兼務

事務局長の雇用形態が「他職との兼務」と回答した 126 団体について、兼務先の職業を尋ねたところ、「学校教職員(国公立・私立)」が 32.5%と最も多く、次いで「会社員・団体職員」の 29.4%、「公務員(学校教職員除く)」の 15.1%であった。【図表 3-6】

主催大会の運営スタッフ:都道府県競技団体では過半数が役職員だけで運営しているが、都道府県障害者スポーツ競技団体等では、7 割が役職員以外の運営スタッフを活用

都道府県の競技団体・障害者スポーツ競技団体等が 2013 年度に主催した事業のうち、競技大会における団体の役職員以外の運営スタッフの活用の有無を尋ねたところ、都道府県競技団体では「いなかった」が 51.7%と、過半数が主催競技大会において役職員以外の運営スタッフを活用していなかった。

一方、都道府県障害者スポーツ競技団体等では「いた」が 71.4%と、7 割以上の団体が主催競技大会において役職員以外の運営スタッフを活用していた。【図表 3-8】

都道府県競技団体の 2 割強が今後の役職員以外の運営スタッフの活用に否定的

主催した競技大会がなかった、又は主催した競技大会において役職員以外の運営スタッフを活用しなかったと回答した団体に対して、今後の主催大会における役職員以外の運営スタッフの活用意向を尋ねたところ、都道府県競技団体では「無給なら活用したい」が 27.0%で最も多かった。一方、「活用したくない」が 23.8%と 2 番目に多く、役職員以外の運営スタッフを活用することに否定的な意見も 2 割以上あることが明らかとなった。【図表 3-11】

総合型地域スポーツクラブでは無給の指導者やクラブマネジャーの割合が減少

総合型地域スポーツクラブに所属しているスポーツ指導者の手当の状況を見ると、2009 年は手当無の指導者は 57.9%であったが 2013 年は 53.4%と、僅ながら減少の傾向が見られた。同様にクラブマネジャーの手当の状況を見ると、手当無のクラブマネジャーは 2009 年の 68.4%から 2013 年の 34.2%と大幅に減少していた。【図表 3-12、図表 3-13】

1. 調査概要

1. 1 調査目的

都道府県でのスポーツ振興の担い手である都道府県競技団体、都道府県障害者スポーツ競技団体等及び地域コミュニティの核となる総合型地域スポーツクラブで働く人材の活動の実態を把握することにより、スポーツにおけるボランティア活動の担い手(個人や組織・団体)の要件を整理し、活動の活性化のための今後の方向性と「支えるスポーツ」の推進を図るための基礎資料とすることを目的とした。

【調査1】都道府県の競技団体・障害者スポーツ競技団体等に関する調査

(1) 調査対象

1) 都道府県の競技団体(282 団体)

個人競技:陸上競技、ソフトテニス、柔道

団体競技:サッカー、バスケットボール、バレーボール

選定基準:笹川スポーツ財団「中央競技団体現況調査」(2013)で登録競技者数が判明している団体のうち、登録競技者数が上位であること。

2) 都道府県の障害者スポーツ競技団体等(111 団体)

フライングディスク、水泳、陸上、スペシャルオリンピックス

選定基準:都道府県又はブロックごとに支部団体が存在すること。

(2) 調査方法

都道府県の競技団体・障害者スポーツ競技団体等(393 団体)に郵送法による質問紙調査を実施した。

(3) 調査内容

主な調査項目は、以下のとおりである。

- ・法人格の有無、登録競技者
- ・役職員の数及び有給の者の数
- ・事務局責任者の雇用形態及び兼務先の職業
- ・主催事業の有無及び回数
- ・主催した競技大会における役職員以外のスタッフの関わりの有無及び募集方法
- ・最も参加者が多かった主催競技大会の名称及び関わったスタッフ
- ・今後の主催競技大会における運営スタッフの活用意向
- ・団体の運営や主催事業における人材に関する問題や課題

(4) 調査期間

2014年8月6日～2014年9月5日

(5) 回収数(回収率)

回収数(率)は231票(58.8%)であった。

【調査 2】 総合型地域スポーツクラブに関する調査

(1) 調査（分析）対象

全国の総合型地域スポーツクラブ

(2) 調査（分析）方法

文部科学省「総合型地域スポーツクラブに関する実態調査」(2009～2013)の二次分析

(3) 調査（分析）内容

主な調査項目は、以下のとおりである。

- ・クラブ所属のスポーツ指導者の雇用形態及び手当の状況
- ・クラブマネジャーの配置・勤務形態及び手当の状況
- ・事務局員の配置・勤務形態及び手当の状況

(4) 調査（分析）期間

2014年11月13日～2014年12月26日

2. 調査結果(都道府県の競技団体・障害者スポーツ競技団体等に関する調査:質問紙調査)

2.1 回答団体の属性

(1) 回収状況

都道府県競技団体(282団体)及び都道府県障害者スポーツ競技団体等(111団体)を対象に調査を実施したところ、合計で231団体からの回答が得られた(図表3-1)。回収率は58.8%であった。

都道府県競技団体では149団体からの回答が得られ、回収率は52.8%であった。競技ごとに見ると、サッカーの回収率が66.0%と最も高く、次いでソフトテニス(57.4%)、陸上競技(53.2%)であった。一方、最も回収率が低かったのは柔道の38.3%であった。

都道府県障害者スポーツ競技団体等では、82団体からの回答が得られ、回収率は73.9%であった。競技等ごとに見ると、フライングディスク(76.0%)及びスペシャルオリンピックス(74.5%)の回収率が7割を超えた。また、水泳(66.7%)、陸上競技(62.5%)の回収率も都道府県競技団体と比較して高かった。

図表 3-1 回収状況

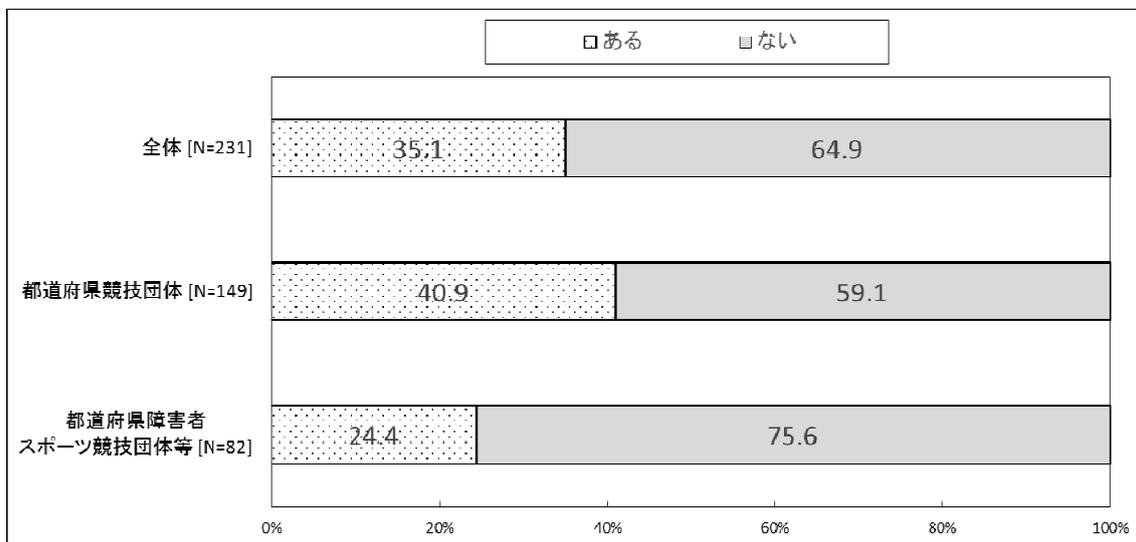
	競技名	回収数	回収率 (%)
都道府県 競技団体	サッカー[N=47]	31	66.0
	バスケットボール[N=47]	24	51.1
	バレーボール[N=47]	24	51.1
	陸上競技[N=47]	25	53.2
	ソフトテニス[N=47]	27	57.4
	柔道[N=47]	18	38.3
	小計[N=282]	149	52.8
都道府県 障害者 スポーツ 競技団体等	フライングディスク[N=50]	38	76.0
	水泳[N=6]	4	66.7
	陸上競技[N=8]	5	62.5
	スペシャルオリンピックス [N=47]	35	74.5
	小計[N=111]	82	73.9
合計[N=393]		231	58.8

注)フライングディスクは、同じ都道府県内に2団体存在するケースが3つある。

(2) 法人格

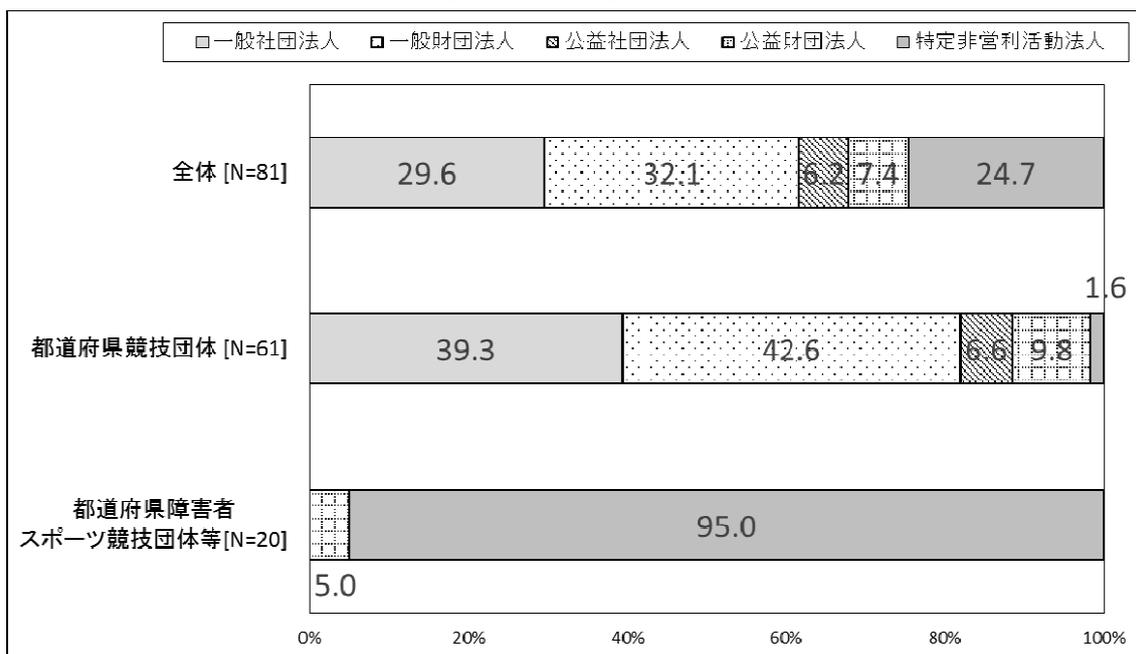
都道府県の競技団体・障害者スポーツ競技団体等の法人格を見ると、全体では「ある」が 35.1%、「ない」が 64.9%と、法人格がない団体が 6 割以上であった(図表 3-2)。団体種別に見ると、都道府県競技団体は「ある」が 40.9%、「ない」が 59.1%であった。都道府県障害者スポーツ競技団体等は「ある」が 24.4%、「ない」が 75.6%と、都道府県競技団体と比較して法人格がない団体の割合が高かった。

図表 3-2 都道府県競技団体及び都道府県障害者スポーツ競技団体等の法人格の有無



法人格が「ある」と回答した 81 団体に対して、その種類を尋ねたところ、全体では「一般財団法人」が 32.1%で最も多く、次いで「一般社団法人」(29.6%)、「特定非営利活動法人」(24.7%)となった(図表 3-3)。団体種別に見ると、都道府県競技団体は「一般財団法人」(42.6%)と「一般社団法人」(39.3%)の割合が高く、この 2 法人格で 8 割を超える。一方、都道府県障害者スポーツ競技団体等は 95%が「特定非営利活動法人」であった。

図表 3-3 都道府県競技団体及び都道府県障害者スポーツ競技団体等の法人格の種類



2. 2 組織を構成する人員

(1) 人員構成

都道府県の競技団体・障害者スポーツ競技団体等を構成する人員を見ると、分析対象とした 203 団体の合計は 10,667 人であった(図表 3-4)。このうち、有給の役職員は 245 人であり、その割合は 2.3%であった。性別に見ると、男性のうち、有給役職員である割合は 1.3%、女性が 8.5%と、有給役職員の割合は女性の方が高かった。

団体種別に見ると、都道府県競技団体では、有給役職員の割合は 2.4%であった。性別に見ると、男性が 1.3%、女性が 11.0%で有給役職員の割合は女性の方が高かった。

都道府県障害者スポーツ競技団体等では、有給役職員の割合は 1.6%であった。性別に見ると、男性が 0.5%、女性が 3.9%で有給職員の割合は女性の方が高かった。都道府県競技団体を比較すると、都道府県障害者スポーツ競技団体等の方が有給役職員の割合は低かった。

また、正規雇用者がいる団体は 43 団体、契約／嘱託職員がいる団体は 29 団体(正規雇用者がいる団体を除く)、正規雇用者及び契約／嘱託職員がいない団体は 131 団体であった。

図表 3-4 都道府県競技団体及び都道府県障害者スポーツ競技団体等の人員構成

全 体 [N=203]	合計 (人)	うち有給 (人)	有給割合 (%)	男性 (人)	うち有給 (人)	有給割合 (%)	女性 (人)	うち有給 (人)	有給割合 (%)
理事	430	46	10.7	363	43	11.8	67	3	4.5
非常勤理事	4,928	1	0	4,467	0	0	461	1	0
監事	376	0	0	335	0	0	41	0	0
評議員	2,905	0	0	2,487	0	0	418	0	0
正規雇用者	102	102	100.0	42	42	100.0	60	60	100.0
契約／嘱託職員	82	82	100.0	24	24	100.0	58	58	100.0
他職との兼務	1,519	5	0.3	1,189	2	0.2	330	3	0.9
その他	325	9	2.8	212	3	1.4	113	6	5.3
合計	10,667	245	2.3	9,119	114	1.3	1,548	131	8.5

都道府県競技団体 [N=135]	合計 (人)	うち有給 (人)	有給割合 (%)	男性 (人)	うち有給 (人)	有給割合 (%)	女性 (人)	うち有給 (人)	有給割合 (%)
理事	413	43	10.4	352	42	11.9	61	1	1.6
非常勤理事	4,376	1	0	4,042	0	0	334	1	0
監事	261	0	0	251	0	0	10	0	0
評議員	2,718	0	0	2,354	0	0	364	0	0
正規雇用者	94	94	100.0	42	42	100.0	52	52	100.0
契約／嘱託職員	71	71	100.0	22	22	100.0	49	49	100.0
他職との兼務	1,010	3	0.3	886	1	0.1	124	2	1.6
その他	76	6	7.9	66	1	1.5	10	5	50.0
合計	9,019	218	2.4	8,015	108	1.3	1,004	110	11.0

都道府県障害者スポーツ競技団体等 [N=68]	合計 (人)	うち有給 (人)	有給割合 (%)	男性 (人)	うち有給 (人)	有給割合 (%)	女性 (人)	うち有給 (人)	有給割合 (%)
理事	17	3	17.6	11	1	9.1	6	2	33.3
非常勤理事	552	0	0	425	0	0	127	0	0
監事	115	0	0	84	0	0	31	0	0
評議員	187	0	0	133	0	0	54	0	0
正規雇用者	8	8	-	0	0	-	8	8	100.0
契約／嘱託職員	11	11	100.0	2	2	100.0	9	9	100.0
他職との兼務	509	2	0.4	303	1	0.3	206	1	0.5
その他	249	3	1.2	146	2	1.4	103	1	1.0
合計	1,648	27	1.6	1,104	6	0.5	544	21	3.9

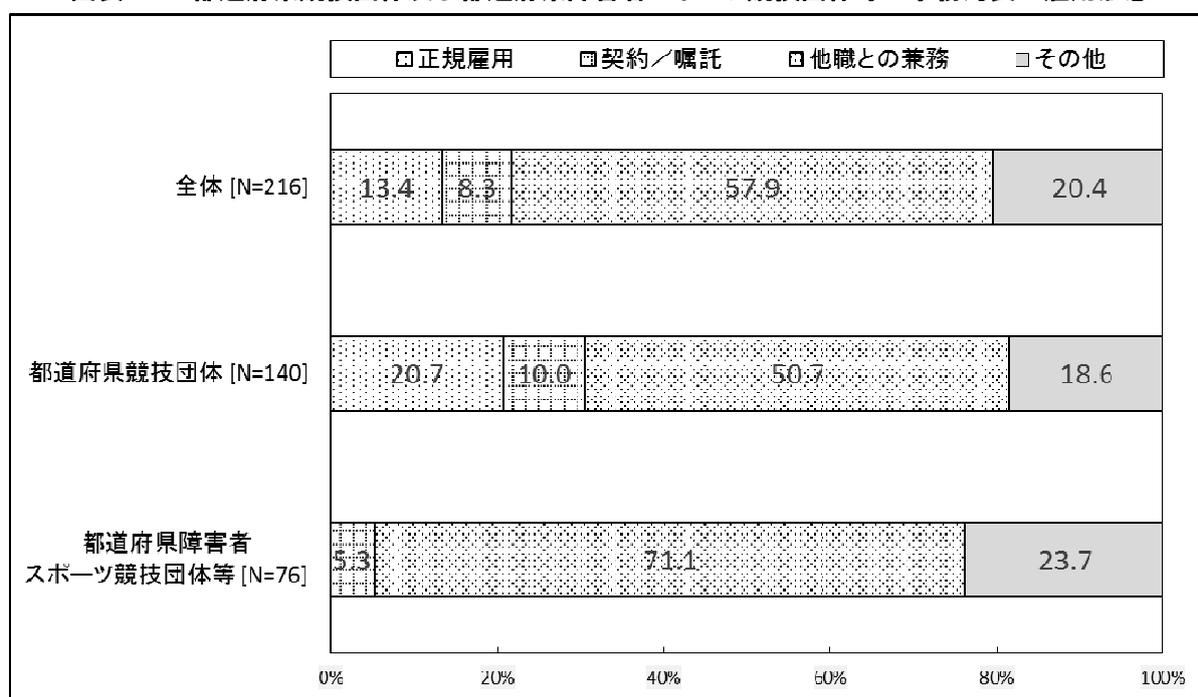
(2) 事務局長の雇用形態

事務局長の雇用形態を見ると、全体では「他職との兼務」が57.9%と6割弱を占めた(図表3-5)。スポーツ競技団体等の現場責任者と考えられる事務局長の6割弱が専任ではないことが明らかとなった。また、雇用形態を「その他」と回答した団体は44あったが、ここから雇用形態が無回答の13団体を除いた31団体のうち19団体が「ボランティア」、4団体が「無職」と回答しており、これらを合計すると「正規雇用」又は「契約／嘱託職員」でない事務局長は7割を超える。

団体種別に見ると、都道府県競技団体では「他職との兼務」が50.7%と5割を超えている一方、「正規雇用」が2割、「契約／嘱託」が1割存在していた。

都道府県障害者スポーツ競技団体等では「他職との兼務」が7割を超えており、「正規雇用」は全くいなかった。「契約／嘱託」は5.3%と低い割合であった。

図表 3-5 都道府県競技団体及び都道府県障害者スポーツ競技団体等の事務局長の雇用形態



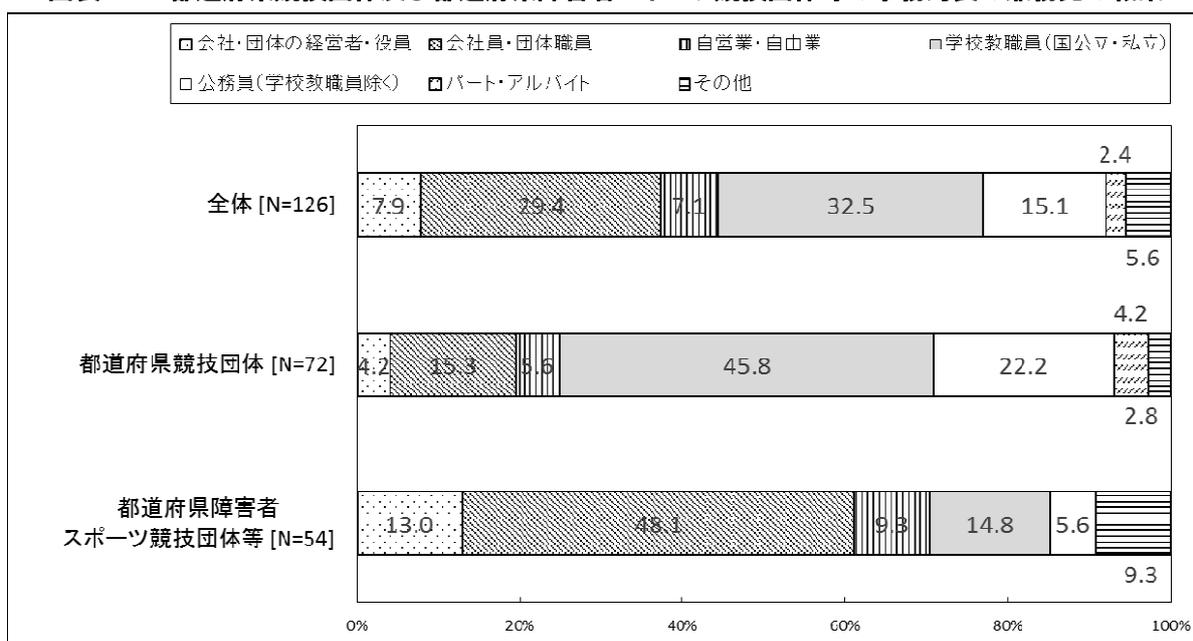
(3) 事務局長の兼務先の職業

事務局長の雇用形態を「他職との兼務」と回答した 126 団体について、兼務先の職業を尋ねた。全体では「学校教職員(国公立・私立)」が 32.5%と最も多く、約 1/3 を占めた(図表 3-6)。次いで「会社員・団体職員」の 29.4%、「公務員(学校教職員除く)」の 15.1%であった

団体種別に見ると、都道府県競技団体では「学校教職員(国公立・私立)」が 45.8%と約半数を占めており、次いで「公務員(学校教職員除く)」が 22.2%であった。

都道府県障害者スポーツ競技団体等では「会社員・団体職員」が 48.1%と約半数を占め、次いで「学校教職員(国公立・私立)」が 14.8%、「会社・団体の経営者・役員」が 13.0%であった。

図表 3-6 都道府県競技団体及び都道府県障害者スポーツ競技団体等の事務局長の兼務先の職業



2. 3 主催事業

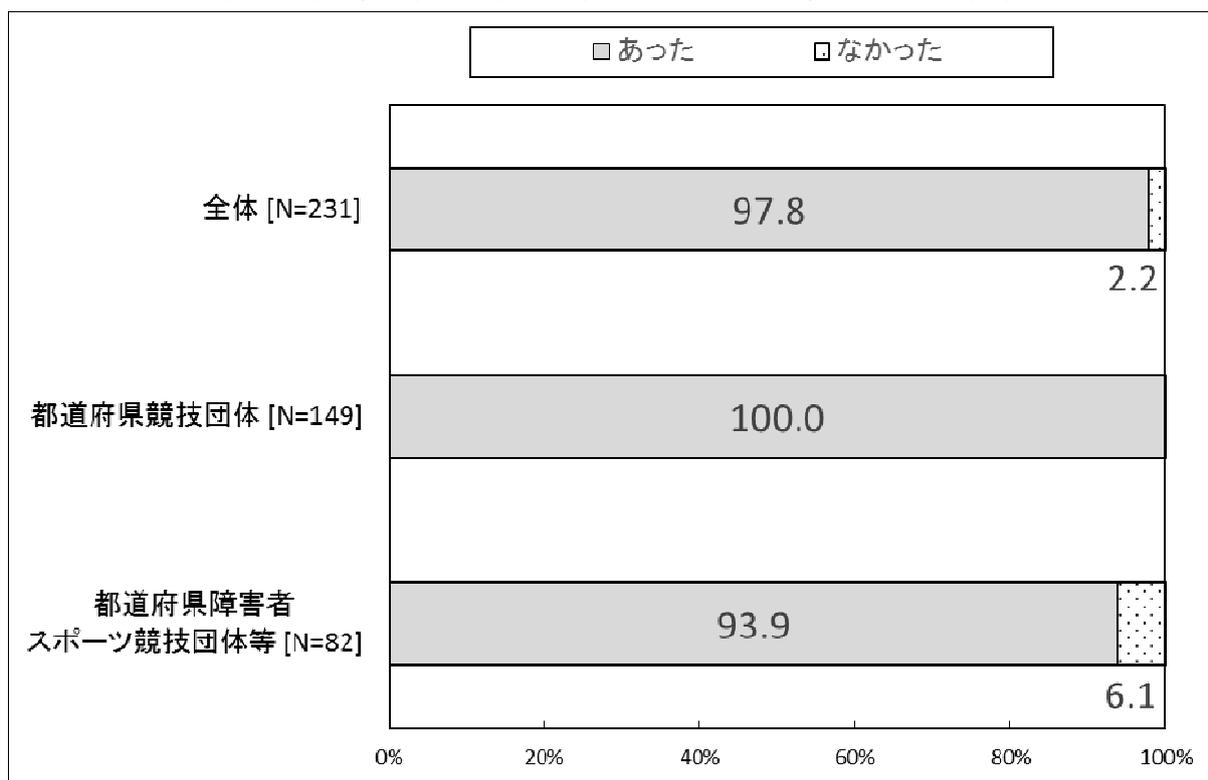
(1) 主催事業の有無

都道府県の競技団体・障害者スポーツ競技団体等に2013年度に主催した事業の有無を尋ねたところ、全体で97.8%の団体が主催事業が「あった」と回答した(図表3-7)。

団体種別に見ると、都道府県競技団体では「あった」が100%で、全ての団体が主催事業を実施していた。

都道府県障害者スポーツ競技団体等では、「あった」が93.9%で、ほとんどの団体が主催事業を実施していたが、一部主催事業を実施していない団体も存在した。

図表 3-7 都道府県競技団体及び都道府県障害者スポーツ競技団体等の主催事業の有無



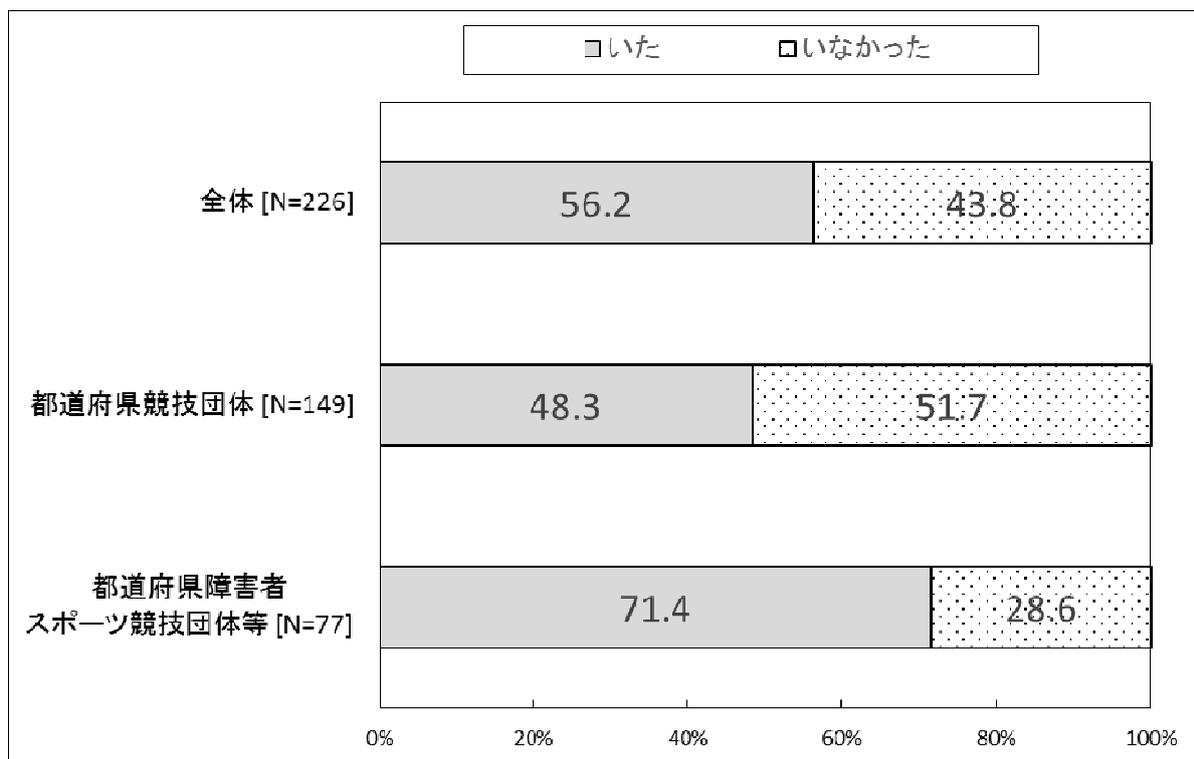
(2) 主催競技大会における役職員以外の運営スタッフの有無

2013 年度に主催した事業が「あった」と回答した 226 団体を対象に、主催した事業のうち「競技大会」において、団体の役職員以外の運営スタッフの有無を尋ねたところ、全体では「いた」と回答した団体が 56.2%、「いなかった」と回答した団体が 43.8%であった(図表 3-8)。

団体種別に見ると、都道府県競技団体では「いなかった」が 51.7%と、過半数が主催競技大会において役職員以外の運営スタッフを活用していなかった。

都道府県障害者スポーツ競技団体等では「いた」が 71.4%と、7 割以上の団体が主催競技大会において役職員以外の運営スタッフを活用しており、都道府県競技団体との違いが明らかとなった。

図表 3-8 都道府県競技団体及び都道府県障害者スポーツ競技団体等の主催競技大会における役職員以外の運営スタッフの有無



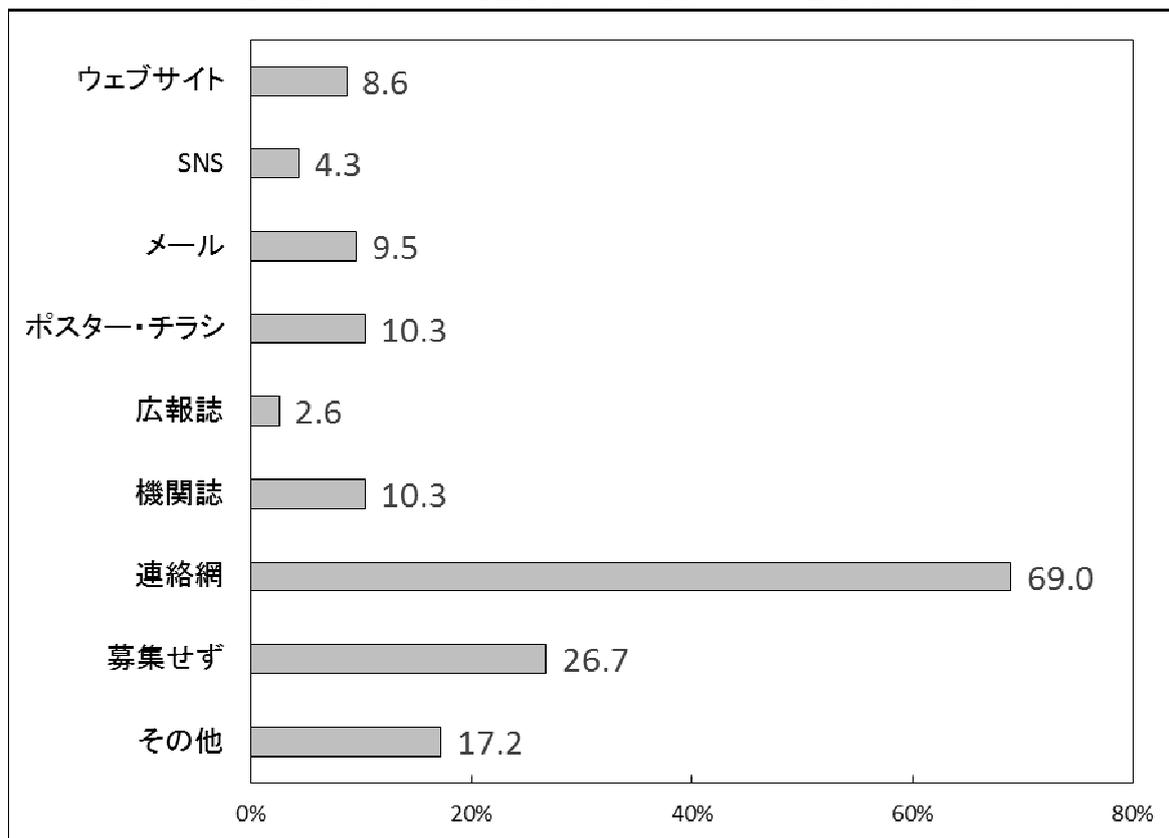
(3) 主催競技大会における役職員以外の運営スタッフの募集方法

2013年度に主催した競技大会において、団体の役職員以外の運営スタッフが「いた」と回答した127団体に対して、その運営スタッフの募集方法(複数回答)を尋ねた。全体では「他組織との連絡網の中で」が69.0%と最も高く、次いで「特に募集はしていない」26.7%、「その他」17.2%の順であった(図表3-9)。「その他」の内容を見ると、大会に参加している競技者やその関係者、職員の関係者への依頼が多く挙げられた。

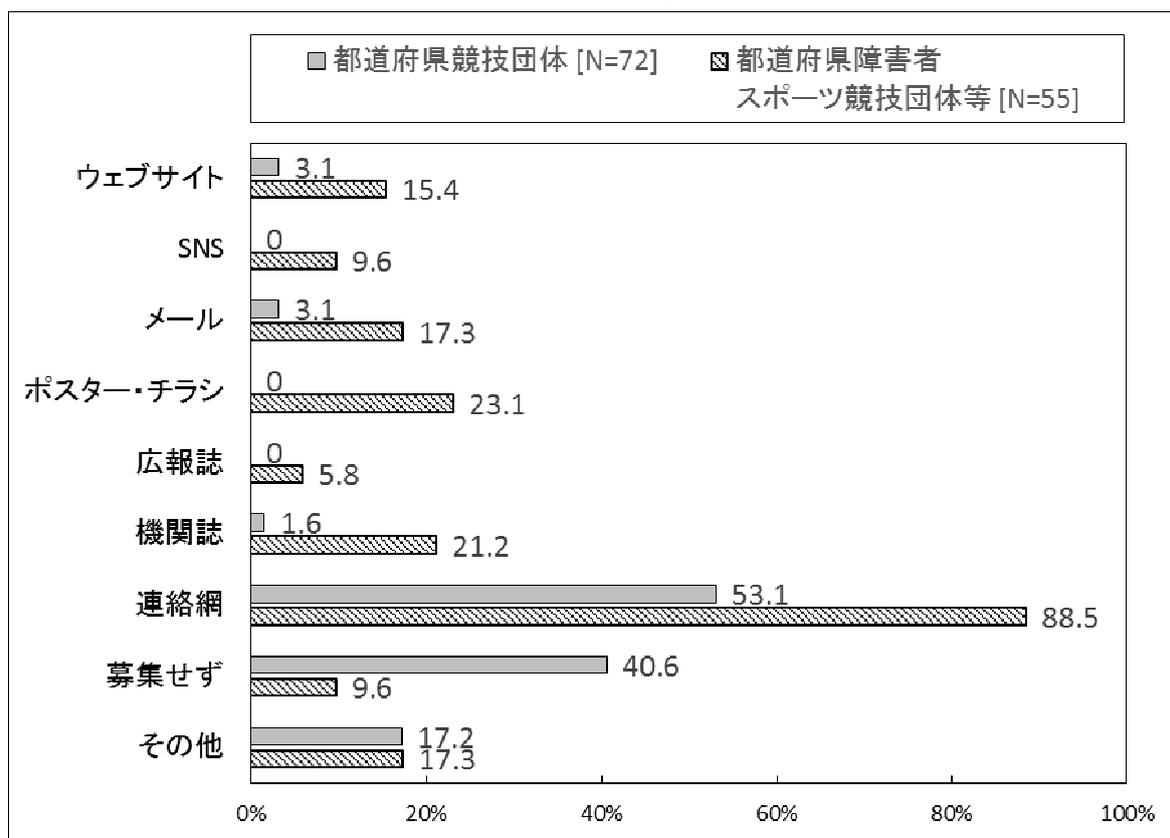
団体種別に見ると、都道府県競技団体では「他組織との連絡網の中で」が53.1%と最も高かった(図表3-10)。次いで「特に募集はしていない」(40.6%)、「その他」(17.2%)であり、そもそも募集という形態を取っていない団体も4割以上存在することが分かった。

都道府県障害者スポーツ競技団体等では「他組織との連絡網の中で」が88.5%で最も高く、次いで「主催事業のポスター・チラシの中で」(23.1%)、「団体の機関誌で」(21.2%)であった。「特に募集はしていない」は9.6%と都道府県競技団体と比較して低く、何らかの方法で役職員以外の運営スタッフの募集を行っていることが明らかとなった。

図表 3-9 都道府県競技団体及び都道府県障害者スポーツ競技団体等の
主催競技大会における役職員以外の運営スタッフの募集方法(全体:N=127)



図表 3-10 都道府県競技団体及び都道府県障害者スポーツ競技団体等の
主催競技大会における役職員以外の運営スタッフの募集方法(団体種別)



2. 4 主催事業

(1) 今後の運営スタッフの活用意向

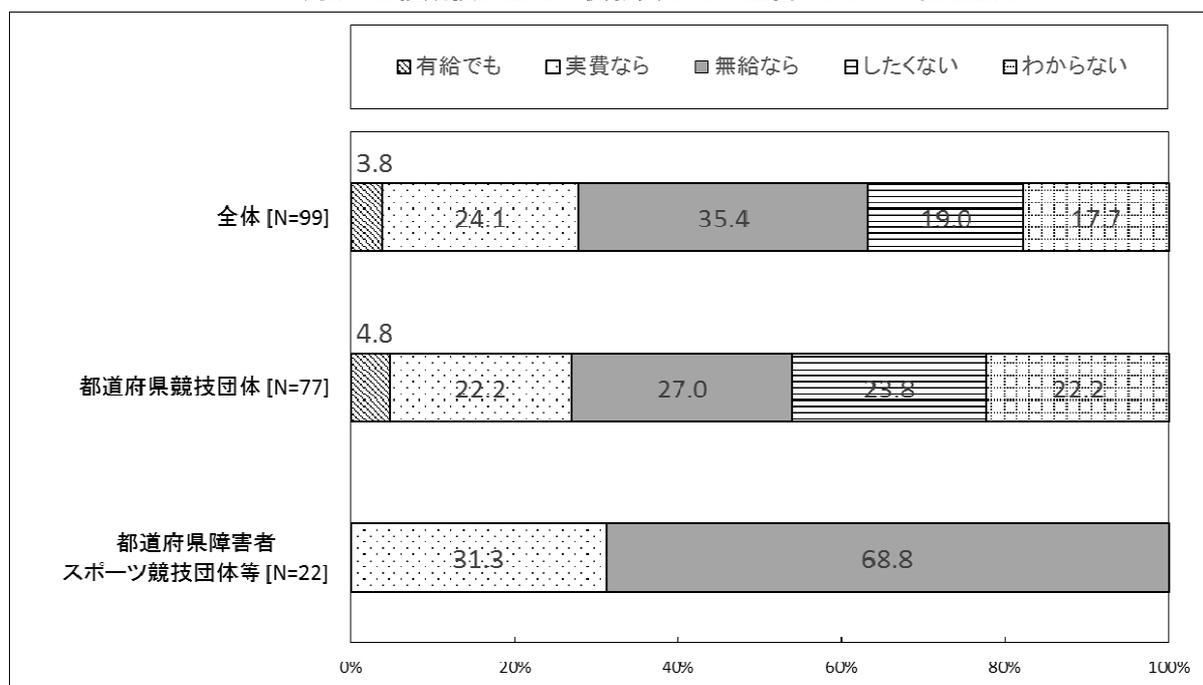
都道府県の競技団体・障害者スポーツ競技団体等において、2013 年度に主催した競技大会がなかった、又は主催した競技大会において関わった運営スタッフが団体の役職員以外にいなかったと回答した 99 団体に対して、今後の主催する競技大会における役職員以外の運営スタッフの活用意向を尋ねた。

全体では「無給なら活用したい」が 35.4%で最も高く、次いで「食費・交通費の実費なら活用したい」(24.1%)、「活用したくない」(19.0%)となった(図表 3-11)。

団体種別に見ると、都道府県競技団体では「無給なら活用したい」が 27.0%で最も高い。一方で「活用したくない」が 23.8%と 2 番目に高く、役職員以外の運営スタッフを活用することに否定的な意見も 2 割以上あることが明らかとなった。

都道府県障害者スポーツ競技団体等では「無給なら活用したい」が 68.8%で最も高く、次いで「食費・交通費の実費なら活用したい」が 31.3%であった。無給又は実費であれば、役職員以外の運営スタッフの活用に肯定的な状況が明らかとなった。

図表 3-11 都道府県競技団体及び都道府県障害者スポーツ競技団体等における今後の主催競技大会での役職員以外の運営スタッフの活用意向



3. 調査結果(総合型地域スポーツクラブに関する調査:二次分析)

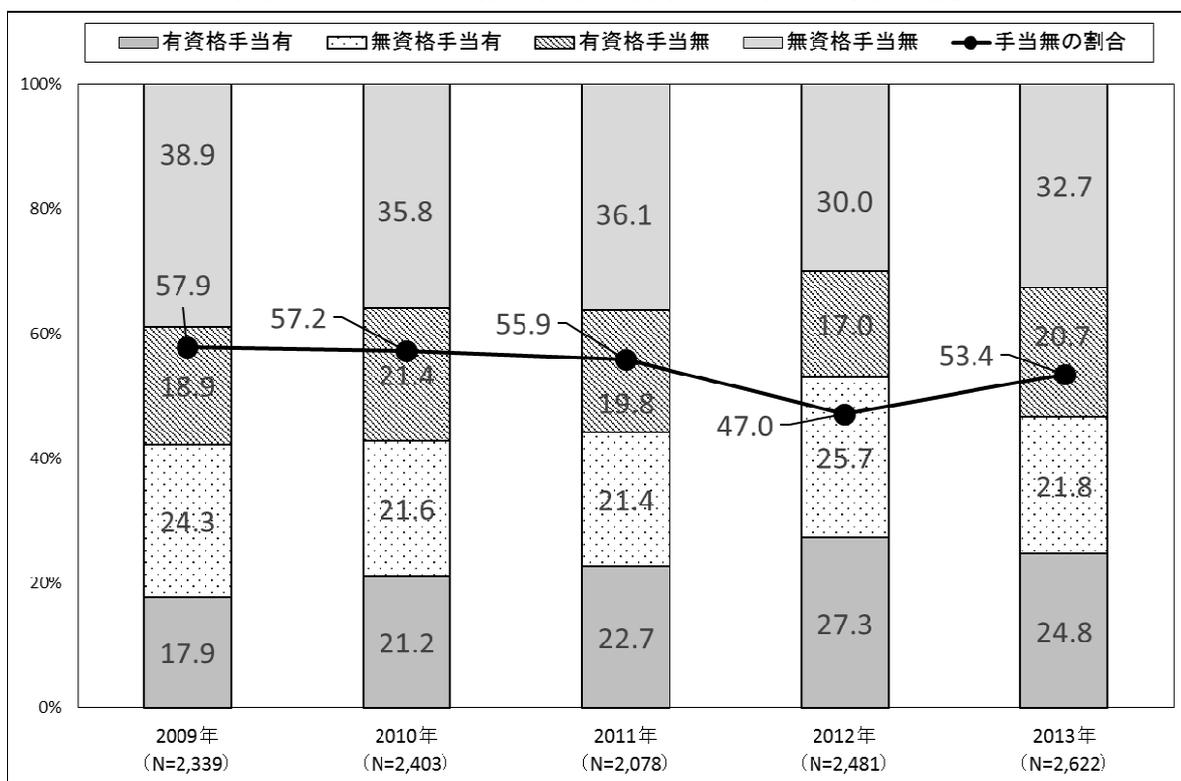
3.1 スポーツ指導者

(1) 資格及び手当の有無

総合型地域スポーツクラブに所属しているスポーツ指導者(外部招へいは除く)について、資格の有無及び1回の指導当たりの手当の額を分析した。なお、ここでいう「資格」とは、各種スポーツ・レクリエーション団体の公認資格をはじめ、都道府県、市区町村独自の取組による資格等も含んでおり、「手当」とは、給与、賃金、謝金等の指導業務に対する対価として支払われる金銭のことである。

手当の状況を見ると、2009年は「有資格手当無」が18.9%、「無資格手当無」が38.9%であり、合計すると手当が支払われていない指導者は57.9%であった(図表3-12)。その後、2010年が57.2%、2011年が55.9%、2012年が47.0%、2013年が53.4%と、僅かながら手当が支払われていない指導者の割合に減少の傾向が見られる。

図表 3-12 スポーツ指導者における資格及び手当の有無の推移



注1) 資格とは、各種スポーツ・レクリエーション団体の公認資格をはじめ、都道府県、市区町村独自の取組による資格等も含む。

注2) 手当とは、給与、賃金、謝金等の指導業務に対する対価として支払われる金銭のことを指す。

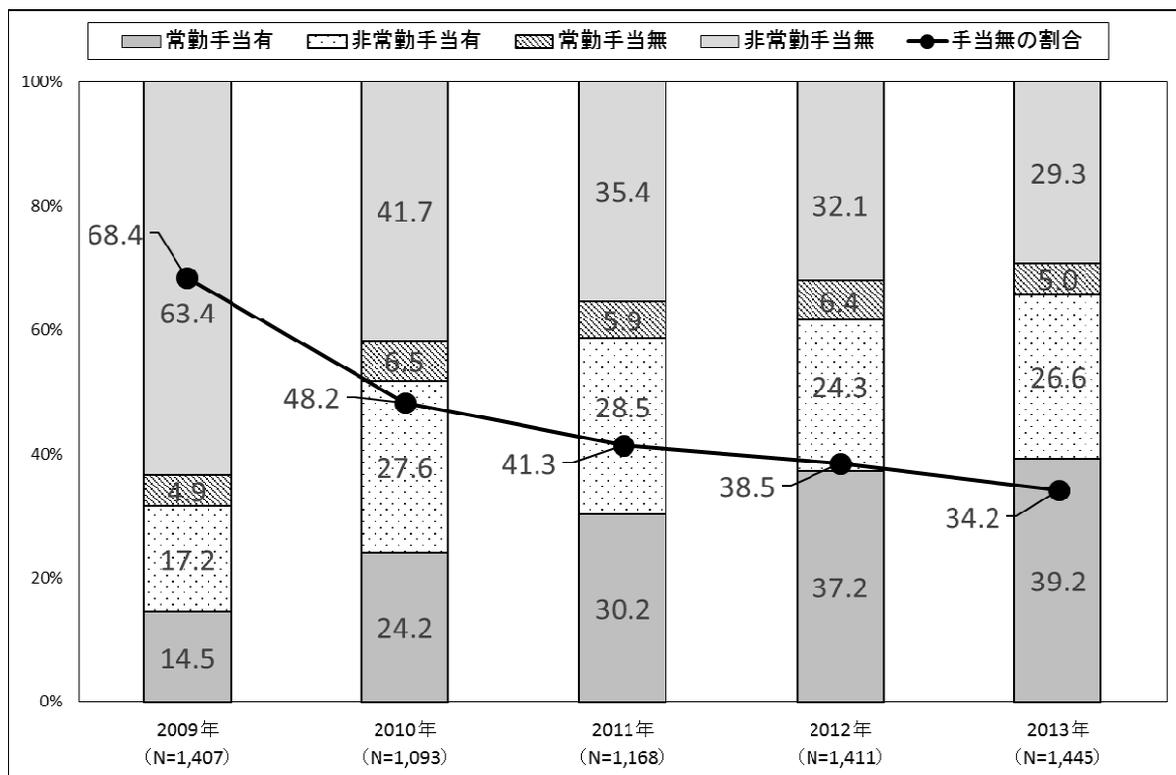
3. 2 クラブマネジャー

(1) 勤務形態及び手当の有無

総合型地域スポーツクラブに配置されているクラブマネジャーについて、勤務形態(常勤又は非常勤)及び1日当たりの手当の額を二次分析した。なお、ここでの「常勤」とは週4日以上勤務を意味しており、勤務日数が週3日以下の場合には全て非常勤として扱っている。

手当の状況を見ると、2009年では「常勤手当無」が4.9%、「非常勤手当無」が63.4%であり、合計すると68.4%のクラブマネジャーに手当が支払われていなかった(図表3-13)。その後、2010年が48.2%、2011年が41.3%、2012年が38.5%、2013年が34.2%と手当が支払われていないクラブマネジャーの割合は減少していた。特に「非常勤手当無」が2009年の63.4%から2013年の29.3%へと大幅に減少している。

図表 3-13 クラブマネジャーにおける勤務形態及び手当の有無の推移



注1) 常勤とは、週4日以上勤務を意味しており、勤務日数が週3日以下の場合には全て非常勤として扱っている。

注2) 手当とは、給与、賃金、謝金等の指導業務に対する対価として支払われる金銭のことを指す。

3.3 事務局員

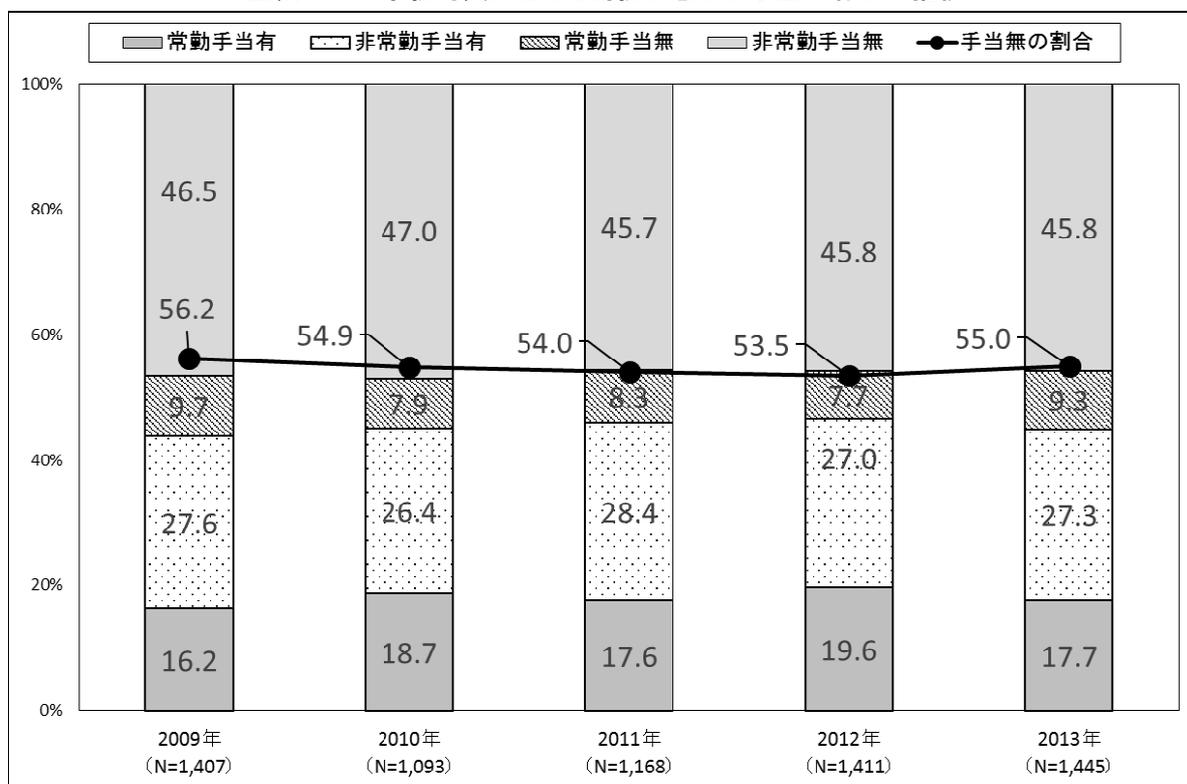
(1) 勤務形態及び手当の有無

総合型地域スポーツクラブに配置されている事務局員について、勤務形態(常勤又は非常勤)及び1日当たりの手当の額を二次分析した。なお、ここでの「常勤」とは週4日以上勤務を意味しており、勤務日数が週3日以下の場合には全て非常勤として扱っている。

手当の状況を見ると、2009年では「常勤手当無」が9.7%、「非常勤手当無」が46.5%であり、合計すると56.2%の事務局員に手当が支払われていなかった(図表3-14)。その後、2010年が54.9%、2011年が54.0%、2012年が53.5%、2013年が55.0%と手当が支払われていない事務局員の割合は横ばいである。

以上、指導者・クラブマネージャー・事務局員に対する手当の支払状況を分析したが、クラブマネージャーでは大きく無給の者の割合の減少が見られた。ただし、指導者は僅な減少、事務局員はほぼ横ばいと、依然として多くの無給の者に総合型地域スポーツクラブが支えられている現状が明らかとなった。

図表 3-14 事務局員における勤務形態及び手当の有無の推移



注1) 常勤とは、週4日以上勤務を意味しており、勤務日数が週3日以下の場合には全て非常勤として扱っている。

注2) 手当とは、給与、賃金、謝金等の指導業務に対する対価として支払われる金銭のことを指す。